

新規申請の手引き

開業予定の業種を、下から選択してください。

- [1. 理容所・美容所](#)
- [2. クリーニング所](#)
- [3. 公衆浴場](#)
- [4. 旅館業（旅館・ホテル営業）](#)
- [5. 旅館業（簡易宿所）](#)
- [6. 興行場](#)

↓各種様式は小樽市保健所 HP からダウンロードできます↓

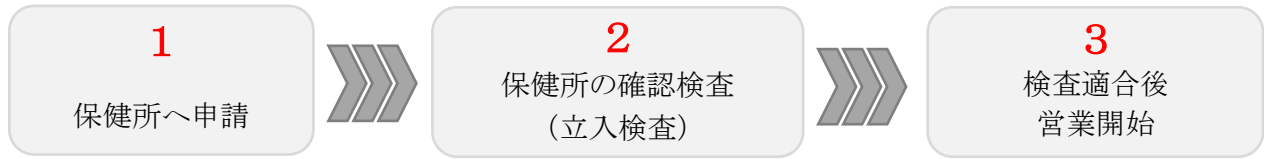


小樽市保健所 HP（様式ダウンロード）

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

理容所・美容所

① 理容所・美容所を開設するまでの流れ



② 申請時に必要なもの

1. 手数料17,600円 ※保健所に直接お支払いいただきます（現金のみ）
2. 理容所（美容所）開設届
3. 構造設備目録
4. 従業員全員の健康診断書 ※診断書の有効期限は1ヵ月です
5. 理容師（美容師）の免許の写し
6. 管理理容師（管理美容師）講習終了証書の写し ※理容師（美容師）が2人以上の場合のみ
7. 施設の付近見取図
8. 施設の平面図
9. 法人の登記事項証明書 ※交付後3ヶ月以内有効（申請者が個人の場合は不要）
10. その他、保健所長が必要と認める書類

③ 清潔保持の基準、構造基準 * 下線部は、施設が完成すると変更が困難です。ご注意ください。

- ☐ 待合所は作業場と区別して設けてください。
- ☐ 椅子の数に応じ規定面積以上の作業場を設けてください

作業場の面積規定

理美容用椅子	作業場の面積
1 台	9.9 m ²
2 台	13.2 m ²
3 台	16.5 m ²
4 台	19.8 m ²
5 台	23.1 m ²

- ☐ 採光、照明、換気を充分に行える構造にしてください。
- ☐ 作業場の床及び腰板には、不浸透性材料を使用してください。
- ☐ 洗い場は洗髪用と器具等洗浄用に2台以上設けてください。
- ☐ 洗い場は流水装置にしてください。
(清潔な温水を備えることが望ましいです)
- ☐ 汚物用のゴミ箱と毛髪用のゴミ箱それぞれフタ付きのものを用意してください。
- ☐ 作業時は清潔な被服等を着用して行ってください。
- ☐ 消毒設備を設けてください。
※設備例：消毒液（消毒用エタノールなど）、器具浸漬用バット、ガーゼ など

④ 器具類の消毒について

器具類は客一人ごとに、下表に示すいずれかの方法で消毒を行ってください。

器具類	消毒方法
■ かみそり（ヘアカット用は除く） ■ 血液が付着またはその疑いがある器具	◆ 沸騰後2分間以上煮沸する ◆ 消毒用エタノールに10分間以上浸す ◆ 次亜塩素酸ナトリウム0.1%液に10分間以上浸す
■ 血液が付着している疑いのないもの 例） ・クリッパー ・はさみ ・くし ・刷毛 ・かみそり（ヘアカット用） ・その他の皮膚に直接接触する器具 ・タオル など	◆ 紫外線（85 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上）を20分間以上照射する ◆ 沸騰後2分間以上煮沸する ◆ 80℃以上の湿熱に10分間以上触れさせる ◆ 消毒用エタノールに10分間以上浸す ◆ 消毒用エタノールを含ませた綿、ガーゼで器具の表面をふく ◆ 次亜塩素酸ナトリウム0.01%～0.1%液に10分間以上浸す ◆ 逆性石ケン（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）0.1%～0.2%液に10分間以上浸す方法 ◆ グルコン酸クロルヘキシジン 0.05%液に10分間以上浸す ◆ 両性界面活性剤（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンまたは塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）0.1%～0.2%液に10分間以上浸す

★器具類は家庭用洗剤などで洗浄し、汚れを落としてから消毒してください

表紙へ

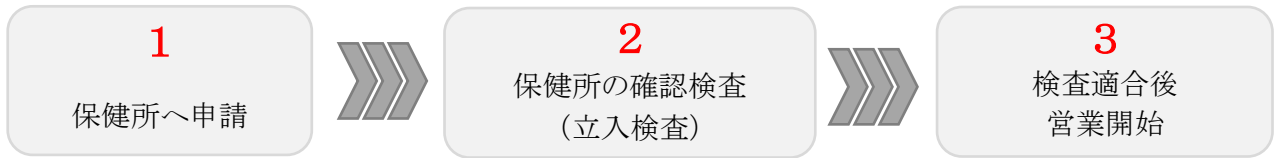


様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

クリーニング所

① クリーニング所を開設するまでの流れ



② ドライ機を使用する前に相談すべき市役所の部署

ドライ機を使用する場合は、保健所に申請する前に、次の部署へ相談してください。

1. 建設部都市計画課(0134-32-4111) → 開設予定地の用途地域の確認
2. 建設部建築指導課(0134-32-4111) → 開設に伴う建築基準法に関する相談
3. 消防本部予防課 (0134-22-9181) → 開設に伴う消防法に関する相談

③ 申請時に必要なもの

1. 手数料17,600円 ※保健所に直接お支払いいただきます(現金のみ)
2. クリーニング所開設届
3. クリーニング所の設備の目録
4. クリーニング所を開設する場所の付近見取図
5. クリーニング所の平面図
6. 全クリーニング師の免許の写し

【申請者(営業者)が法人の場合】

7. 法人の登記事項証明書 ※交付後3ヶ月以内有効

【その他】

8. その他、保健所長が必要と認める書類

④ 清潔保持の基準、構造基準 (事前に保健所へ相談してください)

* 下線部の項目は、取次所においても求められる基準です。事前に確認してください。

クリーニング所は、居室、台所、便所等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。

クリーニング所は、採光及び換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な照明設備及び換気設備が設けられていること。

クリーニング所における洗濯物の受取及び引渡しを行う場所(以下、「受渡場」という。)には、適当な広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。

受渡場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。以下において同じ。）で築造されていること。	
営業者は、洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。	
洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。	
洗場については、床が、不浸透性材料で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。	
伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。	
洗場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。	
有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。	
クリーニング業法施行規則 第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用の棚又は容器を備えること。	
おむつ、パンツ等し尿の付着している洗濯物を洗濯する場合は、し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所にあつては、し尿浄化装置を設けないことができる。	
病院（診療所を含む。）から洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。	洗濯の終わったものと終わらないものとを別個に運搬する専用の業務用の車両を備えること。ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。
	洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものに区分して処理することができる構造設備を有すること。
乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合は、火災等の危険のない乾燥場を設けること。	
洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのものと洗濯の終わらない洗濯物のためのものに区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う営業者の氏名、名称等を明示すること。	
溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。	
仕上げの終わった洗濯物は、包装し、又は棚、容器等に保管すること。	

表紙へ



様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

公衆浴場

① 公衆浴場を開設するまでの流れ



② 保健所に申請する前に相談すべき市役所の部署

計画段階で下記の部署にも必ず相談してください。

用途地域による制限や、施設の構造が消防法に適合するかなどの確認が必要です。

1. 建設部都市計画課 (0134-32-4111) → 開設予定地の用途地域の確認
2. 建設部建築指導課 (0134-32-4111) → 開設予定施設の建築確認済証の交付など
3. 消防本部予防課 (0134-22-9181) → 開設に伴う消防法に関する事前の相談
(消防法令適合通知申請は保健所が行います)

③ 申請時に必要なもの

1. 手数料 24,000円 ※保健所に直接お支払いいただきます(現金のみ)
2. 公衆浴場営業許可申請書
3. 周囲半径600メートル以内の見取図
(縮尺は、1/1000 から 1/2000 とし、最も近い既設の普通浴場との直線距離を記載すること)
4. 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置及び敷地に接する道路を記載した配置図
5. 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口、窓及び客室内の設備の位置を記載した平面図
6. 各室の構造、規模及び設備の構造並びに使用する材料の種別を記載した設計概要図
7. 浴室、蒸し室及び浴槽の断面図
8. 給水、給湯及び蒸気等の配管図
9. 建築基準法による確認済証の写し
10. 土地及び建物の登記事項証明書の写し ※交付後3ヶ月以内有効
11. 土地及び建物の所有者の承諾書 ※所有者が申請者と異なる場合のみ

【申請者(営業者)が法人の場合】

12. 法人の登記事項証明書 ※交付後3ヶ月以内有効

④ 公衆浴場の基準、構造基準等 (必ず事前に保健所に相談してください)

○配置の基準

第3条1	公衆浴場の設置の場所は、既設の普通浴場の浴場本屋から直線距離で500メートル以上離すこと。 次に掲げる公衆浴場の営業の許可に係る場合については、適用しない。(第4条)
------	--

	(1) 福利厚生浴場を設置しようとするとき。 (2) その他の浴場（家族風呂を除き、かつ、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるものに限る。）を設置しようとするとき。 (3) 既設の普通浴場に家族風呂を併設しようとするとき。 (4) 温泉を加温しないで使用する公衆浴場（家族風呂を除く。）で市長が認めるものを設置しようとするとき。 (5) 普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、又は改築して引き続きこれを経営しようとするとき。
2	上記は福利厚生浴場又はその他の浴場を普通浴場に変更しようとする場合も対象。
3	家族風呂の設置の場所は、上記に加え、その設置により既設の普通浴場の存立に影響を与えないと市長が認める場所でなければならない。 ※家族風呂：主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯を用いる形態のその他の浴場。

○施設の基準

第5条1	公衆浴場には、入浴者用の出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けなければならない。ただし、福利厚生浴場又はその他の浴場であって市長が認めたものにあつては、男子用と女子用の区別をしないことができる。
2	公衆浴場（乳児が通常利用しないものを除く。）には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。

○施設の構造

第6条	公衆浴場の施設の構造は、次によらなければならない。 (1) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のものと女子専用のものとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。(★)(▲) (2) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、清潔で衛生的な湯及び冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。(★) (3) 洗い場及び浴槽は、洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。 (4) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。 (5) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。 (6) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。 (7) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。(★)(▲) (8) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障のないように排出されて処理される構造とすること。 (9) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。
-----	---

○その他設備

第7条	夜間は適当な照明を行い、かつ、停電その他照明事故のために、灯火、ろうそく等の予備設備を備えなければならない。
第8条	冬季間その脱衣室に適当な防寒装置を備えなければならない。

○清潔保持の措置

第9条1	営業者は、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について次の措置を講じなければならない。 (1) 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。 (2) (1)の規定にかかわらず、次の措置を講ずること。 ア 連日使用型循環浴槽水(24時間以上取り替えないで循環・ろ過している浴槽水)を用いる浴槽及び気泡発生装置等(気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備(シャワーを除く))は1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。 イ 浴槽水のろ過装置、循環配管(浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管)及び水位計配管(水位計に接続する配管)は1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。 ウ シャワーは1年に1回以上その内部を洗浄し、及び消毒すること。 エ 集毛器は毎日清掃し、及び消毒すること。 オ 貯湯槽(湯を貯留する設備)及び調節箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備)は1年に1回以上清掃し、及び消毒すること。 (3) ねずみ、衛生害虫等を防除すること。 (4) 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。
2	営業者は、浴室で使用する水について、次の水質基準に適合するよう管理しなければならない。 水質基準(細則第3条) (1) 原水、原湯、上がり湯及び上がり水は次に掲げる基準を満たすこと。 ア 色度が5度以下であること。※ イ 濁度が2度以下であること。※ ウ 水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。※ エ 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下(当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下)であること。※ オ 大腸菌が検出されないこと。 カ レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。 (2) 浴槽水は次に掲げる基準を満たすこと。 ア 濁度が5度以下であること。※ イ 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下(当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下)であること。※ ウ 大腸菌が1ミリリットル中1個以下であること。 エ レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。 ※の基準は、市長の承認を受けた公衆浴場に限り、当該基準によらないことができる。

○その他の措置

第10条	営業者は、次の措置を講じなければならない。 (1) 浴槽水は、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。(★) (2) (1)によらず、連日使用型循環浴槽水を使用する場合は、1週間に1回以上の頻度で取り替えること。 (3) 気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。 (4) 気泡発生装置等の空気の取入口から土埃、浴槽水等が入らないようにすること。 (5) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。 (6) 公衆浴場法施行規則（以下「省令」という。）第1条第3号の薬湯の場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。 (7) 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。 (8) 打たせ湯及びシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。 (9) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。 (10) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。 (11) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。 (12) 洗い場には、適当な数の洗い桶及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。 (13) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。 (14) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。 (15) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。 (16) 家族風呂を除き、7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、風紀上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 (17) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。 (18) サウナ室及びサウナ設備には温度調節装置を備え、サウナ室には非常警報装置を備えること。 (19) サウナ室には、ボイラーを設けないこと。(★) (20) サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。
------	---

○「その他の浴場」の基準

個室を設ける（第11条）	個室を設けるその他の浴場（浴場の一部に個室を設ける場合を含む）にあつては、第6条から第10条まで（(★)を除く）の規定によるほか、次の基準によらなければならない。 (1) 個室には、脱衣場、洗い場及びシャワー又は浴槽を設け、並びに上がり湯を備えること。 (2) 個室には、その内部が十分見通せる窓を設けるほか、外部から見通しができないようにし、出入口に鍵を設けないこと。(●) (3) 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。 (4) 個室には、ボイラーを設けないこと。 (5) 浴槽水は、入浴者ごとに取り替えること。(●) (6) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。
--------------	---

	(7) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。 (8) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。 (9) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。(●) (10) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。(●)
個室を設けない (第12条)	個室を設けないその他の浴場第6条の(▲)の号及び第11条((●)の号を除く)の規定を準用する。 ※第11条(1)の「個室」は「浴室」と、「脱衣場、洗い場」は「洗い場」と、(3)、(4)、(8)の「個室」は「浴室」と読み替える。

○構造設備の変更の制限

第13条	前各条に規定するもののほか、法第2条の規定による許可を受けた構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがある構造設備としてはならない。
-------------	--

◎公衆衛生上不適当と認める場合(細則第2条)

(その他の浴場を除く) 公衆浴場	構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合、構造設備が公衆衛生上不適当と認める。 (1) 脱衣室には、換気設備を有すること。 (2) 脱衣室と浴室の境には、透明なガラス等を用いること。 (3) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。 (4) 浴室の壁のうち洗い場の床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他湯水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で造り、その表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。 (5) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の3倍以上とすること。 (6) 洗い場には、温湯を標示した活栓又は湯及び冷水を1組とする湯と水を標示した活栓を0.6メートル以上の間隔を保って設けること。この場合において、活栓は、洗い場の床面積2平方メートル当たり温湯の場合にあっては1個、湯及び冷水の場合にあっては1組以上とすること。ただし、保健所長が入浴者数を考慮し公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。 (7) 浴槽は、汚水が流入しない構造とし、その内容の面積は3.3平方メートル以上、その深さは0.6メートル以上とし、その深さが0.9メートル以上の場合にあっては、その内側に幅0.12メートル以上0.18メートル以下の踏み段を設けること。ただし、幼児用浴槽又は補助浴槽の面積及び深さについては、この限りでない。 ※福利厚生浴場で市長の承認を受けたものに係る場合にあっては(7)の規定の適用はないものとし、その他の福利厚生浴場に係る場合にあっては上記「3.3平方メートル」とあるのは「1.65平方メートル」とする。
-----------------------------	--

	(8) サウナ室の床及び壁は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。 (9) 汚水の排水路は、蓋をし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとする。ただし、公共の下水道等に流出させることが困難な場合には、飲料水の水源から5メートル以上離れたところに、不浸透性材料で造られ、かつ、蓋のある汚水だめを設けることができる。(◆) (10) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場合は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。(◆)
その他の浴場	構造設備が次に掲げる基準を満たさない場合、構造設備が公衆衛生上不適当と認める。 (1) 脱衣場には、換気設備を有すること。 (2) 浴室の天井は、洗い場の床面から最低部分において2.1メートル以上の高さとし、水滴が落ちない構造とすること。 (3) 浴室（個室を設けるその他の浴場の脱衣場の部分を除く。）の壁のうち床面から高さ1メートルまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料で造り、それらの表面は、平滑で洗浄しやすい構造とすること。 (4) 洗い場の床に、適当な傾斜をつけて汚水を十分排除できる構造とすること。 (5) サウナ室は、入浴者が自由に出入りできる構造とすること。 (6) 上記(◆)の号に規定する構造とすること。

表紙へ



様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

旅館・ホテル

① 旅館・ホテル営業を開設するまでの流れ



② 保健所に申請する前に相談すべき市役所の部署

計画段階で下記の部署にも必ず相談してください。

用途地域による制限や、施設の構造が消防法に適合するかなどの確認が必要です。

1. 建設部都市計画課（0134-32-4111） → 開設予定地の用途地域を確認
2. 建設部建築指導課（0134-32-4111） → 該当する用途地域内での旅館営業の可否を確認
3. 消防本部予防課（0134-22-9181） → 消防法に関する事前の相談・消防法令適合通知申請
4. 生活環境部ごみ減量推進課（0134-32-4111） → 廃棄物処理法に関する事前協議

③ 申請時に必要なもの

1. 手数料 23,100円 ※保健所に直接お支払いいただきます（現金のみ）
2. 申請書（旅館業営業許可申請書、営業施設の構造設備概要書、寝具の種類及び数量の調書）
3. 敷地内の建物配置図
4. 付近見取図 { 周囲100m圏内に学校や児童福祉施設、社会教育関係の施設等がある場合は、保健所より関係機関へ意見照会を行うため、許可証の交付に通常より時間を要します
5. 各階平面図・断面図 { 客室、出入口、窓、浴場及び便所の数並びに位置並びに各柱間の長さ等を明示したもの
6. 建築基準法による確認済証の写し { 詳細は建設部建築指導課（0134-32-4111）へお問い合わせください
7. 消防法令適合通知書 ※交付後3ヶ月以内有効 { 消防本部予防課で消防法令適合通知書（旅館業法第3条）の交付を受けてください
8. 土地及び建物の登記事項証明書の写し ※交付後3ヶ月以内有効
9. 土地及び建物の所有者の承諾書の写し ※所有者と申請者が異なる場合のみ
10. 廃棄物に関する協議報告書

【温泉を客の浴用に供しようとする場合】

11. 小樽市温泉法施行細則第3条による温泉利用許可書の写し

【申請者（営業者）が法人の場合】

12. 法人の登記事項証明書（定款又は寄付行為の写し） ※交付後3ヶ月以内有効

【玄関帳場を設置しない場合及び職員が常駐しない場合】

13. 誓約書

④ 衛生に必要な措置の基準

浴槽水	毎日取り替えること。
	24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。
	打たせ湯、シャワー、気泡発生装置等（大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備）には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
	露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
	回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤により消毒すること。
その他	採光又は照明は、施設内の各場所において、十分な照度を有すること。
	洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。
	寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
	営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。
	集毛器は毎日清掃及び消毒すること。
	貯湯槽及び調節箱は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃及び消毒すること。
	浴槽水のろ過装置、循環配管及び水位計配管を1週間に1回以上洗浄及び消毒すること。
	気泡発生装置等の空気の入入口から土埃、浴槽水等が入らないようにすること。
	気泡発生装置等は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	シャワー内部に滞留する水が置き換わるよう、1週間に1回以上通水すること。
	シャワー内部は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。
	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
	換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

⑤ 旅館・ホテル営業の構造基準

客 室	床面積（※１）は、7 ㎡以上（寝台を置く客室は9 ㎡以上）であること。
	収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
	内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
	客室の外部から客室の内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。
	出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
	出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。
	客室と建物の出入口、他の客室等とを接続する専用の廊下、階段その他の通路（以下「専用通路」という。）を有する場合には、専用通路は、次の要件を満たすものであること。
	①内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。 ②出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
玄 関 帳 場 ・ ロ ビー (※２)	宿泊しようとする者が必ず通過する場所に面して設けられていること。
	事務を執るのに適した広さを有すること。
	宿泊しようとする者と従事者が直接面接できる構造であり、かつ、宿泊者その他の施設の利用者の出入りを容易に確認することができる位置に設けられていること。
	宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
	周辺の見やすい場所に玄関帳場等である旨が表示されていること。
そ の 他	適当な数の便所を有すること。共用の便所には、男子用及び女子用の区分があり、かつ、適当な数の便器が設けられていること。
	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
	当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。
	客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。
	当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。

※１ 床面積とは、宿泊者が利用し得る部分の面積であって、これには押入、床の間等は含まれないが、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれるものであること。

※２ 次に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場又はフロントの設置を要しない。

- （１） 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- （２） 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

⑥ 欠格要件について

次に掲げる申請者については、旅館業法の営業許可を受けられません。

1. 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
4. 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7. 法人であって、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

表紙へ



様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

簡易宿所

① 簡易宿所を開設するまでの流れ



② 保健所に申請する前に相談すべき市役所の部署

計画段階で下記の部署にも必ず相談してください。

旅館営業を行えない用途地域や、施設の構造が消防法に適合しない場合があります。

1. 建設部都市計画課（0134-32-4111） → 開設予定地の用途地域を確認
2. 建設部建築指導課（0134-32-4111） → 該当する用途地域内での旅館営業の可否を確認
3. 消防本部予防課（0134-22-9181） → 消防法に関する事前の相談・消防法令適合通知申請
4. 生活環境部ごみ減量推進課（0134-32-4111） → 廃棄物処理法に関する事前協議

③ 申請時に必要なもの

1. 手数料 19,800円 ※保健所に直接お支払いいただきます（現金のみ）
2. 申請書一式（旅館業営業許可申請書、営業施設の構造設備概要書、寝具の種類及び数量の調書）
3. 敷地内の建物配置図
4. 付近見取図 { 周囲100m圏内に学校や児童福祉施設、社会教育関係の施設等がある場合は、保健所より関係機関へ意見照会を行うため、許可証の交付に通常より時間を要します
5. 各階平面図 { 客室、出入口、窓、浴場及び便所の数並びに位置並びに各柱間の長さ等を明示したものの。必要に応じて断面図もご提出いただく場合があります
6. 建築基準法による確認済証の写し { 詳細は建設部建築指導課（0134-32-4111）へお問い合わせください
7. 消防法令適合通知書 ※交付後3ヶ月以内有効 { 消防本部予防課で消防法令適合通知書（旅館業法第3条）の交付を受けてください
8. 土地及び建物の登記事項証明書の写し ※交付後3ヶ月以内有効
9. 土地及び建物の所有者の承諾書の写し ※所有者と申請者が異なる場合のみ
10. 廃棄物に関する協議報告書

【温泉を客の浴用に供しようとする場合】

11. 小樽市温泉法施行細則第3条による温泉利用許可書の写し

【申請者（営業者）が法人の場合】

12. 法人の登記事項証明書（定款又は寄付行為の写し） ※交付後3ヶ月以内有効

【玄関帳場を設置しない場合及び職員が常駐しない場合】

13. 誓約書

④ 衛生に必要な措置の基準

浴槽水	毎日取り替えること。
	24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。
	打たせ湯、シャワー、気泡発生装置等（大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備）には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
	露天ぶろがある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。
	回収槽内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤により消毒すること。
その他	採光又は照明は、施設内の各場所において、十分な照度を有すること。
	洗面設備には、飲用に適する水を供給すること。
	寝具を常に清潔にし、寝具のうち、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、これを宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。
	営業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。
	集毛器は毎日清掃及び消毒すること。
	貯湯槽及び調節箱は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃及び消毒すること。
	浴槽水のろ過装置、循環配管及び水位計配管を1週間に1回以上洗浄及び消毒すること。
	気泡発生装置等の空気の入入口から土埃、浴槽水等が入らないようにすること。
	気泡発生装置等は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	シャワー内部に滞留する水が置き換わるよう、1週間に1回以上通水すること。
	シャワー内部は1年に1回以上洗浄及び消毒すること。
	ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。
	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。
	換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。

⑤ 簡易宿所の構造基準

客 室	床面積（※１）は、 33 m^2 以上であること。 （収容定員が10人未満の場合は、 $3.3\text{ m}^2 \times \text{定員数}$ 以上）
	収容定員に応じて十分な広さを有すること。
	階層式寝台は、就寝に支障のない適当な広さとし、上段と下段の間隔は1メートル以上であること。
	多数人で共用する構造又は設備を有しない客室（以下この号において「専用客室」という。）にあつては、専用客室の内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。
	専用客室にあつては、外部からその内部を監視し、又はのぞくことができる設備（換気又は採光のための窓その他の設備を除く。）が設けられていないこと。
	出入口の扉等は、宿泊者が自由に開閉できるものであること。
	専用客室にあつては、出入口の扉等又はその周辺の見やすい場所に客室の番号又は室名が表示されていること。
	専用通路（多数人で共用する構造又は設備を有する客室と接続するものを除く。）を有する場合には、専用通路は、次の要件を満たすものであること。 ①内部において宿泊料等の受渡しを行うことができるエアシューター、小窓等の設備が設けられていないこと。 ②出入口の扉等は、当該客室の宿泊者が自由に開閉できるものであること。
玄 関 帳 場 ・ ロ ビ ー （※２）	事務を執るのに適した広さを有すること。
	宿泊しようとする者と従事者が直接面接できる構造であること。
	宿泊しようとする者と面接するのに適した照度を確保できる照明設備が設けられていること。
	周辺の見やすい場所に玄関帳場等である旨が表示されていること。
そ の 他	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
	当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備を有すること。
	適当な数の便所を有すること。共同用の便所には、適当な数の便器が設けられていること。
	客室の定員以上の数の寝具を備え、かつ、当該寝具の保管に適した設備を有すること。

※１ 床面積とは、宿泊者が利用し得る部分の面積であつて、これには押入、床の間等は含まれないが、客室に附属する浴室、便所、板間等は含まれるものであること。

※２ 次に掲げる要件を満たしているときは、玄関帳場等設備の設置を要しない。

- （１）玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。
- （２）事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。
緊急時に対応できる体制については、宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

(1) の例

- ・ 宿泊施設とは別の建物に玄関帳場等の機能を有する事務所等があり、その事務所等で本人確認のための宿泊者との面接、宿泊者名簿への記載、宿泊施設の鍵の管理ができる。

(2) の例

- ・ 客室内に、玄関帳場等の機能を有する事務所等と連絡が取れる電話機の設置又は事務所などの緊急連絡先の掲示があり、営業施設まで 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を整えている。

⑥ 欠格要件について

次に掲げる申請者については、旅館業法の営業許可を受けられません。

1. 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3. 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
4. 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
7. 法人であって、その業務を行う役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

表紙へ



様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>

興行場

① 興行場を開設するまでの流れ



② 保健所に申請する前に相談すべき市役所の部署

計画段階で下記の部署にも必ず相談してください。

興行場業を行えない用途地域や、施設の構造が消防法に適合しない場合があります。

1. 建設部都市計画課（0134-32-4111） → 開設予定地の用途地域の確認
2. 建設部建築指導課（0134-32-4111） → 開設予定施設の建築確認済証の交付
3. 消防本部予防課（0134-22-9181） → 消防法に関する事前の相談・消防法令適合通知申請

③ 興行場の種類

常 設：長期にわたり、月に4、5回以上営業する形態

臨 時：一定期間の間、既存施設を利用して、月に4、5回以上営業する形態

仮 設：スーパーハウスや仮設テント等を一定期間設置して、月に4、5回以上営業する形態

④ 申請時に必要なもの

1. 手数料（常設：18,000円 臨時：9,000円）※保健所に直接お支払いいただきます（現金のみ）
2. 興行場営業許可申請書
3. 周囲100メートル以内の見取図
4. 方位、敷地、境界線、建物及び隣接する道路又は通路等を明示した敷地内建物配置図
5. 方位、各階の用途、各観覧席の面積、各椅子背の間隔、通路の幅員及び定員並びに出入り口及び窓の位置及び大きさを記載した各階平面図
6. 正面図及び側面図
7. 建物の高さ、軒高、階高、床高、天井高及び基礎その他の各部材の長さを明記した主要断面図
8. 構造仕様書（特殊構造のものは、強度計算書を添えること）
9. 空気環境の調整に係る設備（機械によるものに限る）、電気・照明設備及び給排水設備の配置と系統を明らかにした図面
10. 土地及び建物の登記事項証明書の写し ※交付後3ヶ月以内有効
11. 土地及び建物の所有者の承諾書の写し ※所有者と申請者が異なる場合のみ
12. 建築基準法による確認済証の写し

【申請者（営業者）が法人の場合】

13. 法人の登記事項証明書（定款又は寄付行為の写し） ※交付後3ヶ月以内有効

⑤ 清潔保持の基準、構造基準（事前に保健所へ相談してください）

部屋の配置・構造など	観覧室、ロビー、食堂等入場者が利用する場所は、入場者が容易に移動又は避難できるよう、適当な広さを有し、及び適当な数の出入口を有していること。
	食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けられていないこと。ただし、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
	興行場内には、飲料水の設備が適当な場所に設けられていること。
	適当な数の清掃用具が備えられ、かつ、それらを衛生的に保管する専用の設備が適当な場所に設けられていること。
	ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱が適当な箇所に置かれていること。
	清掃及び排水が容易に行える構造であること。
	ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造設備であること。また、駆除作業を定期的に実施し、その実施記録を2年以上保存すること。
	観覧室は、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画されていること。
	観覧室の床面積が400平方メートル以上の大規模な興行場にあつては、ごみの集積場が適当な場所に設けられていること。
観覧室	入場者が容易に移動及び着席できる観覧席(立見席を含む)が備えられ、かつ、適当な間隔で通路が設けられていること。
	温度計及び湿度計が入場者の見やすい位置に備えられていること。
喫煙所	喫煙所を設ける場合にあつては、喫煙所は、観覧室と区別して設けられ、かつ、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流出しにくい構造であること。
	喫煙所を設ける場合にあつては、喫煙所は、入場者の定員に応じた十分な広さを有していること。
便所	設置場所は場内とすること。ただし、小規模施設であつて、当該施設以外の部分を主とする建築物に設置されたものにあつては、当該施設に近接して入場者の需要を満たすことができる適当な規模を有する便所が利用できる場合は、この限りでない。
	男性用大便所及び女性用便所をそれぞれ1箇所以上設けること。
	観覧室が複数階に及ぶ場合にあつては、各階ごとに男性用及び女性用に区画して設けること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設けるなど、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階ごとに設けないことができる。
	男性用及び女性用の区別は、入場者に明らかに分かるように表示されていること。
	出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であつて衛生上支障がない場合は、この限りでない。
	床面及び床面から1メートルまでの内壁の部分は、不浸透性の材料で作られ、清掃が容易な構造であること。
	大便器は、入場者定員100人未満のときは2個以上、100人以上500人以下のときは4個以上、500人を超え1,500人以下のときは4個に500人を超える数が100人を増すごとに1個を増した数以上、1,500人を超えるときは14個にその超える数が200人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。
	男性用小便器は、入場者定員100人未満のときは2個以上、100人以上500人以下のときは6個以上、500人を超えるときは6個にその超える数が100人を増すごとに1個を増した数以上の数が設けられていること。
	流水式給水栓を有する適当な数の手洗い設備が設けられていること。

（自然換気により適正な空気環境を保持できるときは、この限りでない） 空気環境の調整に係る設備	観覧室、ロビー、食堂、喫煙所等において、おおむね次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。 ・二酸化炭素濃度は、1,500 ppm 以下であること。 ・温度は、17℃～28℃であること。 ・相対湿度は、30%～80%であること。
	観覧室においては、上記のほか、次の空気環境の基準を満たす機能を有する設備が設けられていること。 ・浮遊粉じん量は、0.2 mg/m³ 以下であること。 ・気流は、0.5 m/S 以下であること。
成できるときは、この限りでない） （自然採光で適正な照度を十分に達 照明設備	観覧室、ロビー、食堂等入場者が利用する場所には、床面において 150 ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備が設けられていること。
	映写等のため、観覧室の主照明の照度を減ずる場合は漸減式照明設備が設けられ、消灯する場合は床面において少なくとも 0.2 ルクス以上の照度を満たす設備が設けられていること。
	映写室、モニター室、電気・機械室等には、作業等に支障を生じない照明設備が設けられていること。

表紙へ



様式ダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200603/>